

**工事請負契約書第 24 条第 1 項から第 4 項までの規定  
(全体スライド条項・増額)の一部改正のお知らせ**

工事請負契約書第 24 条第 1 項から第 4 項までの規定(全体スライド条項)により、練馬区が発注・契約する工事において、請負人が増額となる契約金額の変更について、以下のとおり一部改正を行いますので、お知らせします。

なお、請求に当たっては、工事主管部署と十分な協議をお願いします。

また、賃金水準の変動により契約金額が変更された場合は、下請企業との間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準引上げ等について一層の対応をお願いします。

## 1 改正内容

適用対象工事について、つぎに掲げる改正を行います。

- (1)「契約日から 12 か月を経過した工事」を「契約日から 9 か月を経過した工事」とします。  
(ただし、すでに全体スライド条項により契約金額の変更を行っている場合は、基準日(直前のものに限る)から 9 か月を経過していることとします)。

【約款第 24 条第 1 項】

- (2)「変動前残工事金額の 15 / 1000 を超えていること」を「変動前残工事金額の 1 / 100 を超えていること」とします。

【約款第 24 条第 2 項】

## 2 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後に入札公告等および指名競争入札を行う案件から適用します。